

これもドーピング！？

2023年度違反事例ピックアップ 禁止物質の置き忘れもアウト！

世界アンチドーピング機構(WADA)は禁止物質(含む、薬物)を含め11種類の行為について規程違反(日本アンチ・ドーピング規程)を定めています。

多くは、検査の結果、禁止物質が尿や血中から検出されたことにより発見されます。

みなさんも、それがドーピング違反だと理解できるでしょう。

しかし、11種類の違反のうち、

「正当な理由なく禁止物質・禁止方法を持っていること」(規程2.6.1)

つまり、禁止物質(薬物)は持ってるだけでも違反なんです。

まさか！持ってるだけなら誰にもわからないでしょ！

自分で禁止物質持ってるなんて言うわけないでしょ！

事実は小説よりも奇なり。そのまさかが起きてしまいました。

日本アンチ・ドーピング機構(JADA)は、規程違反に関する決定事項を公表しています。

今回は、稀な事例を紹介します。

【違反事例】

公表日：2023年12月11日

競技名：ボディビルディング競技

禁止(所持)物質：蛋白同化薬のテストステロン、トレンボロン。成長因子および成長因子調節物質である、インスリン様成長因子-1

つまり、筋肉マッチョや、筋肉損傷回復や筋肉量維持への役割が期待される物質です。

事件概要：2023年9月3日、第27回日本クラス別選手権大会の会場で、競技者が観客として来場した際のことです。

自身が競技会会場に置き忘れた所持品の中に、禁止物質の含有が疑われる物品が含まれていたことから、本人に事実確認が行われ、禁止物質の所持を認める(自認)に至った。

制裁措置：3年間の資格停止

当該競技者は、その後「退会届」提出。

今回のケースは、会場に禁止物質を「置き忘れる」ことで第三者の目に触れた場合も、管理責任を問われる要因となりました。

だからといって、禁止物質使ってた「黙ってろよ！」「会場へ置き忘れるなよ！」と言ってるわけではありません。

どうしても必要ならTUE(治療使用特例)があります。スポーツドクターに相談してください。

アスリートには「ルールを守る！」といった規範意識の醸成が求められます。

アスリートとしての、11の規程違反を忘れないでください。

どのような競技であれ、遠征や合宿、試合などで荷物を持ち運ぶ機会が多く、個人の所持品を管理する責任がより重要になります。

以下の点に注意し、リスクを最小限に抑えましょう。

1. 自身が使用する薬剤やサプリメントが禁止物質を含んでいないか確認する
2. 試合会場やチーム施設に不要な薬剤やサプリメントを持ち込まない
3. 所持品を定期的に確認し、禁止物質を誤って持ち運ばないようにする
4. 第三者が誤解するような状況を生まないように、不要なものは適切に処分する

～ルールを理解し、

競技人生を守る～



手続きを怠ったことで、たった一度の「置き忘れ」や「管理ミス」が、選手生命を脅かすことになりかねません。

サッカー選手として、アンチドーピング規則を正しく理解し、リスクを回避することは競技力向上と同じくらい重要です。

日頃から慎重に「口に入れる物」の管理を行うことが競技人生を守ることにつながります。

おまけ

読者のみなさんは、ドーピングの違反通知を受け取ったことありますか？

ないですね。

転ばぬ先の杖。

題して「3分間で知る違反通知」

簡単な動画です。Athletes Solidarity Portalが公開しました。

下記QRコードをスキャンしてみてください。

